

高千穂町告示第38号

令和8年第2回高千穂町議会定例会を次のとおり招集する

令和8年4月13日

高千穂町長 甲斐 宗之

1 期 日 令和8年6月5日

2 場 所 高千穂町役場議場

○開会日に応招した議員

桐木 敏隆議員

佐藤 春男議員

佐藤 孝子議員

市野 辰廣議員

田中 義了議員

佐藤さつき議員

板倉 哲男議員

磯貝 助夫議員

本願 和茂議員

中島 早苗議員

馬原 英治議員

工藤 博志議員

富高健一郎議員

令和8年 第2回 高千穂町議会定例会会議録(第1日)

令和8年6月5日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和8年6月5日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 報告第2号 令和7年度高千穂町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第6 報告第3号 令和7年度高千穂町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第7 報告第4号 令和7年度高千穂町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第8 報告第5号 令和7年度高千穂町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第9 報告第6号 専決処分の報告について
- 日程第10 報告第7号 専決処分の報告について
- 日程第11 報告第8号 専決処分の報告について
- 日程第12 報告第9号 専決処分の報告について
- 日程第13 報告第10号 専決処分の報告について
- 日程第14 承認第2号 令和7年度高千穂町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第15 承認第3号 高千穂町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求め
ることについて
- 日程第16 承認第4号 高千穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処
分の承認を求めることについて
- 日程第17 議案第28号 高千穂町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第29号 令和8年度高千穂町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第30号 令和8年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第31号 令和8年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第32号 令和8年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第33号 令和8年度高千穂町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議案第34号 令和8年度高千穂町下水道事業会計補正予算(第1号)

- 日程第24 議案第35号 西臼杵広域行政事務組合規約の変更について
日程第25 議案第36号 工事請負変更契約の締結について
日程第26 議案第37号 工事請負変更契約の締結について
日程第27 議案第38号 西臼杵郡公平委員会委員の選任同意について
日程第28 議員派遣調査報告について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告
日程第4 行政報告
日程第5 報告第2号 令和7年度高千穂町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第6 報告第3号 令和7年度高千穂町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
日程第7 報告第4号 令和7年度高千穂町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第8 報告第5号 令和7年度高千穂町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第9 報告第6号 専決処分の報告について
日程第10 報告第7号 専決処分の報告について
日程第11 報告第8号 専決処分の報告について
日程第12 報告第9号 専決処分の報告について
日程第13 報告第10号 専決処分の報告について
日程第14 承認第2号 令和7年度高千穂町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を
求めることについて
日程第15 承認第3号 高千穂町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求め
ることについて
日程第16 承認第4号 高千穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認
を求めることについて
日程第17 議案第28号 高千穂町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第18 議案第29号 令和8年度高千穂町一般会計補正予算（第1号）
日程第19 議案第30号 令和8年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第20 議案第31号 令和8年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第21 議案第32号 令和8年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
日程第22 議案第33号 令和8年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第1号）

- 日程第23 議案第34号 令和8年度高千穂町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第35号 西臼杵広域行政事務組合規約の変更について
- 日程第25 議案第36号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第26 議案第37号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第27 議案第38号 西臼杵郡公平委員会委員の選任同意について
- 日程第28 議員派遣調査報告について

出席議員（13名）

1 番 桐木 敏隆	2 番 佐藤 春男
3 番 佐藤 孝子	5 番 市野 辰廣
6 番 田中 義了	7 番 佐藤さつき
8 番 板倉 哲男	9 番 磯貝 助夫
10 番 本願 和茂	11 番 中島 早苗
12 番 馬原 英治	13 番 工藤 博志
14 番 富高健一郎	

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 興梠 恵志	書記 工藤 潤也
----------	----------

説明のため出席した者の職氏名

町長	甲斐 宗之	副町長	藤本 昭人
教育長	戸敷 二郎	総務課長	林 謙一
財政課長	霜見 勉	総合政策課長	佐藤健次郎
税務課長	谷川 保孝	町民生活課長	佐伯 竜也
企画観光課長	安在 浩	福祉保険課長	飯干 由紀
農林振興課長兼農業委員会事務局長			工藤 久生
農地整備課長	江藤 武憲	建設課長	佐藤 峰史
会計管理者	佐藤 美和		
保健福祉総合センター所長			工藤加代子
上下水道課長	飯干 和宣		

教育委員会次長兼教育総務課長 湯川 哲
監査委員 中尾 清美

午前10時00分開議

○事務局長（興柁 恵志事務局長） 御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（興柁 恵志事務局長） 御着席ください。

議長の許可を得ておりますので、暑い方は上着をお取りください。

○議長（本願 和茂議員） ただいまから、令和8年第2回高千穂町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（本願 和茂議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、議席番号13番、工藤博志議員、議席番号14番、富高健一郎議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（本願 和茂議員） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月17日までの13日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本願 和茂議員） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月17日までの13日間に決定しました。

なお、会期の内訳につきましては、タブレットに掲載しています会期予定表のとおり行うこととします。

日程第3. 諸般の報告

○議長（本願 和茂議員） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、監査、検査結果の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2の規定に基づく例月現金出納検査、及び地方自治法第199条の規定に基づく随時監査の結果が議長に提出されていますので、その写しのタブレッ

ト掲載をもって報告とします。

続いて、議会運営委員会の閉会中の継続調査の報告を行います。

委員長から、委員会調査報告書が議長に提出されていますので、その写しのタブレット掲載をもって報告とします。

続いて、議員派遣の報告を行います。

会議規則第129条第1項の規定に基づき、タブレットに掲載しましたとおり、議長において議員を派遣しましたので、報告します。

続いて、請願・陳情の処理報告を行います。

本日までに受理しました陳情1件につきましては、タブレット掲載の陳情表のとおり処理することとしましたので、報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告

○議長（本願 和茂議員） 次に、日程第4、行政報告を求めます。

町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） おはようございます。

本日、令和8年高千穂町議会第2回定例会に、議員の皆様には何かとお忙しい中、御出席を頂き厚く御礼を申し上げます。

さて今週は、6月2日に台風6号が九州に最接近し、本町にも大雨をもたらしました。今年は平年よりも2日早く6月1日に梅雨入りいたしました。梅雨前線を刺激する形での台風襲来であり、大雨による被害が心配されたところでございましたが、一部の地域で倒木やごく小規模な落石等被害はあったものの、幸いにして道路や農地、河川等の大規模災害発生はなく、安堵したところでございました。

本町では、2日の午前9時に町内6か所の避難所を開設し、職員を配置した上で対応いたしました。避難者の状況といたしましては、自然休養村管理センターに1世帯1名、押方体育館に1世帯1名、旧岩戸中学校体育館に2世帯2名の合計4世帯4名が避難されたところでございます。また、自主避難として、地域の公民館に2世帯2名が一時避難されたと報告を受けております。

2日の夜には雨もやんだことから、管理センターと押方体育館の避難者は夜自宅に戻られ、旧岩戸中学校体育館では2名の方が一夜を過ごされ、最終的には、翌3日の午前9時をもって避難所を閉じたところでございました。

全国的には線状降水帯の発生により、和歌山県等で河川氾濫があり、住宅や農業用施設、店舗

等に大きな被害が発生したようであります。被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

昨年は本町に大きな災害をもたらす台風や豪雨の襲来はございませんでしたが、全国的には近年予期せぬ豪雨や勢力の強い台風襲来により大きな災害をも発生し、さらには地震等の発生も見られております。報道等によりますと、また新たな台風の発生が懸念されているようであります。

町といたしましても、常に気象情報等を的確に把握し、人的な被災の発生につながることをないよう迅速な情報発信に努めてまいります。また、今後とも町民の皆様方に、自助・共助の大切さや、災害に備える防災意識をさらに高めていただけるよう啓発を強化してまいります。

それでは、当面する町政の状況について御報告をいたします。

初めに、令和8年第1回臨時会で御承認を頂きました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業につきまして、3月定例会行政報告以降の状況を御報告いたします。

まず、物価高騰対応商品券発行事業についてですが、物価高騰による町民の負担を軽減するとともに、町内消費需要を喚起し、地域経済の活性化を目的に「たかはほスマイル商品券」として、全町民の皆様へ、お一人1万7,000円の商品券を5月25日から発送しております。商品券の利用期間は、6月1日から9月30日までとなっておりますので、防災行政無線等で期間内の利用を呼びかけてまいります。

また、鬼八の蔵とJA高千穂牛ミートセンターから発送する「がまたせ高千穂応援便」への送料や包装資材などを補助する価格高騰対策農畜産物支援事業につきましては、第1回が2月から3月で終了しており、鬼八の蔵で352件、JA高千穂牛ミートセンターで139件の御利用を頂いております。今後は7月と11月にチラシを作成し、事業を行う予定となっております。

次に、令和7年度に導入した肥育素牛に対し、肥育農家には1頭当たり3万円を、JA肥育センターには1万5,000円を交付する肥育素牛価格高騰対策支援事業は、町内農家に290頭870万円を、JA肥育センターには420頭630万円を4月2日に交付済みでございます。生産者からは「経済的に大変助かっている」というお声を頂いています。

次に、JAの正組合員に、JAの生産資材やガソリンスタンドで使える5,000円分の商品券を配布する物価高騰対策支援事業ですが、5月末の農協広報誌かるめご配布時に対象者1,530人に文書にて通知しておりますが、6月1日より町内JA各支店資材店舗で商品券を配布しており、6月1日から11月30日まで利用可能でございます。

また、エネルギー価格の高騰に伴い、農業用水利施設（揚水機場）の運転に必要な電気料金が大幅に上昇しており、土地改良区や農業者の経費負担が増大している状況を踏まえ、農業者等の負担軽減を図るため、農業水利施設電気料金高騰対策支援事業として、土地改良区と揚水組合に農業水利施設の運転にかかる電気料金の一部を支援しております。

物価の高騰が続く中で、町民の皆様への支援や町内消費を喚起するための取組を行ってまいり

ますので、議員各位の御協力をお願いいたします。

次に、災害復旧事業の進捗状況についてであります。まず、農地整備課所管の災害復旧事業につきましては、令和4年度から令和7年度における過年災246件全てが発注済みとなり、うち227件が完了し、復旧率は92.2%となっております。また、繰越しを含む残工事19件につきましては、令和8年度内での全箇所完成を目指してまいります。

次に、農林振興課所管の林道施設災害復旧状況についてであります。令和4年災及び令和5年災の復旧状況につきましては、令和6年度内に22件、令和7年度中に7件全て完了しております。令和6年災は、7件中6件が令和7年度中に完了し、残り1件も今年度完了予定であります。

次に、建設課所管事業ですが、令和8年3月31日現在、令和4年災115件のうち85件が、令和5年災20件のうち18件が、また令和6年災6件のうち5件が令和7年度までに完了しております。令和4年災の18件、令和5年災の1件、令和6年災の1件は、令和8年度に繰越しを行い、鋭意施工中であり、未発注の令和4年災の5件、令和5年災の1件につきましては、早期発注のため、今回の議会において補正予算を提案させていただいております。

今後も各課におきまして、国、県等の関係機関並びに事業者等と連携し、労働災害防止に努めながら、早期発注・早期復旧に取り組んでまいります。

続きまして、九州中央自動車道の状況について御報告をいたします。

本年度の国土交通省直轄事業計画における九州中央自動車道の宮崎県関連分についてであります。蘇陽五ヶ瀬道路が4億8,000万円、五ヶ瀬高千穂道路が36億3,000万円、それぞれに調査推進、用地買収推進、工事推進が計画されております。

また、高千穂雲海橋道路が1億3,000万円で、調査推進、用地買収推進が計画されております。昨年度当初予算比較では、前年度から1億7,000万円の予算増となっております。

町内の高速道路関連では、五ヶ瀬高千穂道路の越次トンネル新設工事の受注業者が決定し、押方地区で轟山橋下部工（A1橋台）（P1橋脚）工事の受注業者が決定しております。また、今年度には、新津花トンネル工事にも着手予定であるとも聞いております。

令和5年度から建設中であります薑谷地区の工事用道路につきましては、今年度完成予定となっており、花の群地区及び竹の下地区・仁田ノ尾地区においても、工事用道路の建設が着実に進捗しております。

今後の発注見通しの情報として、五ヶ瀬高千穂道路の花の群橋下部（A2橋台）ほか工事や、押方地区における工事用道路の建設などが公表されております。

今月（6月）27日（土曜日）には、昨年度も実施いたしました「九州中央自動車道西臼杵建設促進期成会」主催の総決起大会を1,200人規模で、高千穂町武道館にて開催する計画であ

ります。西臼杵沿線地域の熱意を地域内外にアピールし、早期整備、完成を目指してまいります。

議員の皆様にも御案内を差し上げておりますので、御参加の上、共に大会を盛り上げていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、「たかちほの杜プロジェクト」につきまして御報告いたします。

本町では、九州中央自動車道の整備をはじめとする社会環境の変化や、公共施設の老朽化、観光需要への対応、防災機能の強化などを踏まえ、持続可能な地域社会の実現を目指してまいりました。その一環として、新たな道の駅及びまちなか複合拠点施設の基本構想・基本計画の策定を進めております。

検討に当たり、多様な関係者との対話と協働を図る場として「たかちほ＋未来共創会議」を設置し、令和7年度には合計3回開催をいたしました。会議では、事業の方向性、計画地の考え方、今後の進め方、町の将来ビジョン、新たな道の駅及びまちなか複合拠点施設に求められる機能、また両拠点の関係性について活発な議論を頂き、基本構想（案）を取りまとめることができました。御協議いただいた関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。

去る5月15日には、議会全員協議会において「たかちほの杜プロジェクト基本構想（案）」について御報告をさせていただき、御意見を賜りました。

さらに5月19日からは、基本構想の内容について、町民の皆様へ丁寧に説明すること、本プロジェクトの考え方や方向性について理解を深めていただくこと、町民の皆様からの御意見・御質問をお聞きし、今後の検討に生かすことを目的に、町内4会場にて住民説明会を開催させていただき、多くの御意見・御質問を頂きました。

併せて、5月21日から6月3日までパブリックコメントを実施し、建設課窓口及び町のホームページにて広く意見を募集いたしました。また、町広報誌への掲載も検討しております。

令和8年度に実施を予定している主な内容は、まちなか複合拠点施設、新たな道の駅、共に導入機能・必要規模・施設配置、ゾーニング・概算事業費・管理運営手法・官民連携の可能性などを整理する基本計画・概略設計を進める予定であり、具体化に向けた検討をする年度となります。

今後も、住民説明や関係団体との協議、民間事業者ヒアリングなどを継続しながら内容を深めてまいりたいと考えております。

次に、ゴールデンウィークにおける観光客の入り込み状況について御報告をいたします。

本町の入り込み客数は、4月25日から5月6日までの12日間で、10万1,640人、対前年比2,950人、3.0%の増となりました。期間の前半は飛び石連休の影響もあり、観光客は昨年並みであり、後半の5月2日からは連日多くの観光客に訪れていただきました。

昨年の観光客数は177万人と、統計を取り始めてから過去最高となりましたが、旅館業組合から「今年の3月から5月はほぼ満室であった」と伺っており、ゴールデンウィーク後もたくさ

んの観光客に来ていただいている状況です。

また、本町及び関係団体による新規開店者への支援により、今年度に入り飲食店が2店舗新規オープンしており、6月以降さらに3店舗がオープンする予定であります。引き続き、飲食店や宿泊施設の不足の解消や、「神話と伝説のまち高千穂」の観光PRに観光協会等の関係者と連携して取り組んでまいりますので、議員の皆様の御助言、御協力をお願いいたします。

次に、観光イベントについて御報告をいたします。

4月18日、19日に、ルート10モータークラブ主催で4回目となる「ひむかラーリー2026」が林道道元越線、親父山五ヶ所線をコースとして開催されました。

また、5月2日に祖母山山開き前夜祭が五ヶ所野菜集出荷場で、5月3日には祖母山山開きと、竹田市神原では、竹田市、豊後大野市、そして本町合同の神事が行われました。

山開き以降も多くの方が登山を楽しんでおられ、昨年よりも登山者が増えていると聞いておりますので、関係団体とともに日本百名山である祖母山の魅力を発信していきたいと思っております。また、ゴールデンウィーク中には、神社の春季大祭なども各地域で開催をされました。

今後のイベントとしましては、9月6日にサルタフェスタ、10月24日に正調刈干切唄全国大会、来年2月11日に建国まつりが開催される予定であります。

次に、高千穂橋梁（高千穂鉄橋）でありますけれども、これの国登録有形文化財の登録につきまして御報告をいたします。

旧高千穂鉄道の施設である「高千穂橋梁」について、国の文化審議会は3月26日に、本橋梁を国登録有形文化財（建造物）として登録するよう、文部科学大臣に答申をしました。

同橋梁は岩戸川に架かる鉄道橋で、深い溪谷に架設された高さ105メートルの大規模なトラス橋であり、本町を象徴する雄大な景観を形成しています。

今回の答申を受け、今後、官報告示を経て正式登録となる見込みであり、これにより本町の文化的価値の発信とともに、観光資源としての価値向上が期待されるところであります。

町としましては、定期点検など適正な維持管理を行いつつ、地域活性化や観光振興などの補助金活用を模索しながら、計画的な保存と積極的な活用を両立させてまいりたいと考えております。

次に、高千穂高校魅力化についてであります。

宮崎県教育委員会が高千穂高校において、全国から生徒を募集する「全国募集」を昨年度から導入しております。令和8年度は7名の生徒が入学しました。昨年度の10名には及びませんでしたが、継続して県外から入学していただいていることについて、大変うれしく感じているところであります。

また、進学実績においても、国公立大学に12名の合格者を出し、昨年度の14名には及びませんでしたが、一般入試による合格者が75%を占めるなど、昨年度に引き続き、よい結果とな

ったのではないかと感じているところであります。

また、生産流通科の10名中6名が農業大学校へ進学し、将来の農業人材に大きな希望を感じる結果となりました。

また、就職におきまして、7名が西臼杵郡内での就職を選択され、うち3名が高千穂町役場職員として入庁していただいたところであります。

出生数の減少や私立高校の授業料無償化など、山間部の公立高校にとっては大変厳しい状況がありますが、引き続き、西臼杵3町と高千穂高校の連携を深め、学力向上支援、地域と連携した活動や全国募集受入れの推進を図り、さらなる高千穂高校の魅力化に努めてまいります。

次に、第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会「2027日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」に向けた高千穂町実行委員会の取組状況について、御報告をいたします。

2027年（令和9年）9月26日から10月6日までの11日間の日程で開催される「宮崎国スポ」におきまして、本町では、正式競技の剣道とデモンストラーションスポーツのモルックの開催が決定しており、町実行委員会といたしましても、競技者、大会関係者をはじめ、大会に参加される多くの方々に満足していただける実り多き大会となるように準備を進めている状況であります。

令和8年度につきましても、令和7年度に引き続き、大会の準備及び機運醸成のための活動を行ってまいります。

4月30日には実行委員会第3回総会を行い、令和7年度の事業報告及び決算報告、並びに令和8年度の事業計画及び予算等を審議・決定しております。

取り組む事業としましては、第1回定例会でも御報告いたしましたが、町内全小中学校で歓迎装飾用の花を育てる「宮崎県花リレー事業」、子供たちが各県の特色を書き込んだ応援のぼり旗を作成する「各県応援のぼり旗事業」、町内小学生に剣道競技をもっと身近に感じてもらうための「県道出前講座」等を実施する予定です。

また、来る6月14日には、第76回西日本各県対抗剣道大会が、本町武道館で「国スポ剣道競技」のリハーサル大会として開催されます。この大会運営を通じて、国スポ本大会の会場準備や運営方法の確認等を行うこととしております。

お時間がございましたら、議員の皆様もぜひ会場に足をお運びいただいて、宮崎県選手団の応援をよろしくお願いをいたします。

会場整備に関しましては、8年度に予算を計上しております武道館の空調設備改修等を行う予定としております。既に御報告をしておりますが、大規模改修となるため、令和8年、来る7月1日から来年、令和9年7月31日まで約1年間の間、武道館アリーナが使用できない見込みであります。ふだん御利用いただいている町民の皆様方には大変御不便をおかけいたしますが、国

スポ開催はもとより、未長く武道館を利用するためには必要な修繕でありますので、御理解と御協力をお願いいたします。

今後とも国民スポーツ大会推進室を中心に、宮崎県や宮崎県剣道連盟、関係団体等と連携を図り、着実に準備を進めると同時に、町民の皆様方お一人お一人の御理解と御協力を頂戴しながら大会の機運醸成に取り組み、「２０２７日本のひなた宮崎国スポ高千穂大会」の成功に向けて取り組んでまいります。

最後に、懸案事項であります高千穂中学校建設事業についてであります。令和６年２月に、高千穂中学校移転新築検討委員会から、移転先候補地として、高千穂温泉跡地を選定するとの答申を受け、令和６年度に必要な予算を確保し、事業着手に向けての準備を進めてきたところでございます。

しかしながら、町民の皆様への丁寧な説明や意見聴取の機会の不足、検討委員会の答申とは異なる場所を求める要望などもあり、関係各課の職員でワーキンググループを組織し、私町長、教育長を含めた庁舎内会議で協議を重ねながら、資料作成や追加調査等の作業を進めてまいりました。その後、作成した資料を基に、中学校建設検討委員会及び要望団体に対する中間報告会をそれぞれ開催し、様々な御意見を頂いたところであります。

令和７年度につきましても、町民の皆様向けの中間報告会、宮崎県教育委員会を訪問しての協議・意見交換、ＰＴＡ、幼保小中学校保護者対象の中間報告会を行い、様々な御意見を頂きました。その後、今年１月から２月にかけて「中学校建設に関する町民アンケート」を行い、今年度当初に集計がまとまったところであります。

アンケートにつきましては、３，０００を超える３，１９１件の回答を頂いております。本日は時間の都合もあり、詳細な説明は割愛いたしますので、内容につきましては後日、町ホームページや町広報で御確認を頂きたいと思いますが、町の教育方針である「小中学校の連携強化や小中一貫教育」についての設問には、約８５％の方が「理解できる」「ある程度理解できる」との回答を頂いており、町の方針であります小中連携の方向性が、おおむね理解されたものと判断しております。

また、４月２８日には、中学校移転新築検討委員会、中学校建設検討委員会の委員の皆様にお集まりを頂き、双方から御意見を頂いたところであります。この会において経緯等を改めて説明し、移転新築検討委員会からは「委員会としての候補地は答申しているが、頂いた町民アンケート等の意見を尊重し、町で最終候補地を決定してよい」との意見を頂いております。

その後、庁舎内におきましては、ワーキンググループ会議、庁舎内会議を開催し、教育方針や教育環境、経済性や利便性等を念頭に熟考いたしました結果、結論といたしまして、高千穂中学校の移転新築候補地は、高千穂小学校隣接地を最適地として決定いたしました。

理由といたしましては、まず、町の教育方針として、小中学校の連携強化及び小中一貫教育を進めていくことがあります。近年は、小学校中高学年の教科担任制の導入や、5年生からの英語教科化などが進み、小中の教育環境の円滑な接続が求められていることや、小中学生交流による好影響、また少子化という現実への対応等が背景にあります。

残念ながら、現在の少子化進行を考えた場合、遠くない将来には、現在5校ある小学校の統廃合検討は避けては通れない問題であり、その際、最終的には義務教育9年間を一貫して教育する義務教育学校移行までを考慮する必要があります。現在の高千穂小学校は町内で最も児童数が多いことから、高千穂小学校と高千穂中学校で連携を図っていくことが最適であると考えております。

次に、経済性を考慮した場合、あくまで検討した候補地での比較ではありますが、経済性に優れ、比較的安価で建設が可能であることであります。これは利用できる補助金や起債等の交付税措置等を考えた場合、高千穂小学校隣接地が最も町の負担が少なく、長期財政的にも過度な負担にならない見通しであります。

また、さきに述べましたとおり、将来的な義務教育学校を考慮すると、別の場所に中学校を建設した場合、後年、高千穂小学校がその場所に移転する必要があり、改めて多額の費用が必要となります。現在の高千穂小学校は建設が平成25年と比較的新しいことから、現在の高千穂小学校を基本に連携を図っていくことが妥当であろうと考えられます。

教育環境や利便性といった点に関しましても、高千穂小学校とほぼ同様の環境にあり、通学利便性としても問題ないと考えております。また、安全性につきましても、土砂災害警戒区域等の範囲外となり、安全性にも問題ないものと考えております。

早期着工にという点につきましては、用地、各許可・調査等いろいろとクリアすべき点もありますが、今回の高千穂小学校隣接地は、必要に応じた埋蔵文化財確認調査は実施するものの、当初候補地検討時に考慮されたような長期間の調査を必要とする可能性は低いと、県から御助言を頂いており、早期着工・完成には大きく影響しないものと考えております。

また、別の建設場所などを要望しておられました要望団体とは、5月25日に協議・説明の場を設けておりますが、議会からは、町が二分されることのないよう求める意見も頂いておりましたが、残念ながら御賛同は頂けなかったところであります。しかしながら、町が今回決定いたしました候補地で中学校を建設していく方針に変わりはありません。

これまでに様々な御意見を頂き、検討を尽くしてまいりましたが、以上のような理由から、改めまして、高千穂中学校の移転新築候補地は、高千穂小学校隣接地を最適地として決定をいたしました。

今後は早期着工・完成を目標に事業を進めてまいりたいと存じますので、皆様の御協力を賜り

たいと考えております。

具体的なスケジュール感につきましては、本年度予算で計上しております基本設計の中で、構想・学校概要とともに決定してまいります。

昨今は人手不足や物価高騰、石油不安等による原材料の不足・未入荷等、不確定要素も多い状況ではありますが、早期完成を目指し尽力してまいります。

並行いたしまして、今年度予算には中学校の仮プレハブ校舎や新しい机の購入等を予算計上しておりますので、現在の校舎に通う生徒につきましても、可能な限り配慮してまいりたいと考えております。

今後も「高千穂の宝」であります子供たちのよりよい教育環境の整備を推進し、地域の発展に寄与してまいりますので、今後とも御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、行政報告といたします。

日程第 5. 報告第 2 号

日程第 6. 報告第 3 号

日程第 7. 報告第 4 号

日程第 8. 報告第 5 号

日程第 9. 報告第 6 号

日程第 10. 報告第 7 号

日程第 11. 報告第 8 号

日程第 12. 報告第 9 号

日程第 13. 報告第 10 号

日程第 14. 承認第 2 号

日程第 15. 承認第 3 号

日程第 16. 承認第 4 号

日程第 17. 議案第 28 号

日程第 18. 議案第 29 号

日程第 19. 議案第 30 号

日程第 20. 議案第 31 号

日程第 21. 議案第 32 号

日程第 22. 議案第 33 号

日程第 23. 議案第 34 号

日程第 24. 議案第 35 号

日程第 2 5 . 議案第 3 6 号

日程第 2 6 . 議案第 3 7 号

日程第 2 7 . 議案第 3 8 号

○議長（本願 和茂議員） 次に、日程第 5、報告第 2 号から日程第 2 7、議案第 3 8 号までの報告 9 件、承認 3 件、町長提出議案 1 1 件、合計 2 3 件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

最初に、町長の説明を求めます。町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

本日提案します議案は、報告 9 件、承認 3 件、条例議案 1 件、補正予算 6 件、人事案件 1 件、その他 3 件の合計 2 3 件であります。

まず、報告第 2 号令和 7 年度高千穂町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。第 1 回定例会で議決いただいた繰越明許費と補正第 7 号で専決処分した繰越明許費補正につきまして、計算書のとおり、令和 8 年度にその経費を繰り越しましたので、法の定めにより報告するものであります。

次に、報告第 3 号令和 7 年度高千穂町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてであります。令和 7 年度高千穂町一般会計において 7 事業で事故繰越しがあり、計算書のとおり、令和 8 年度にその経費を繰り越しましたので、法の定めにより報告するものであります。

次に、報告第 4 号令和 7 年度高千穂町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。計算書のとおり、令和 8 年度へその経費を繰り越しましたので、法の定めにより報告するものであります。

次に、報告第 5 号令和 7 年度高千穂町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。計算書のとおり、令和 8 年度へその経費を繰り越しましたので、法の定めにより報告するものであります。

次に、報告第 6 号専決処分の報告についてであります。令和 6 年第 3 回定例会で議決いただいた工事請負契約につきまして、変更契約を 3 月 1 9 日に専決処分しましたので、法の定めにより報告するものであります。

次に、報告第 7 号専決処分の報告についてであります。令和 6 年第 3 回定例会で議決いただいた工事請負契約につきまして、変更契約を同じく 3 月 1 9 日に専決処分しましたので、法の定めにより報告するものであります。

次に、報告第 8 号専決処分の報告についてであります。令和 7 年第 3 回定例会で議決いただいた工事請負契約につきまして、変更契約を 3 月 2 4 日に専決処分しましたので、法の定めにより報告するものであります。

次に、報告第9号専決処分の報告についてであります。令和6年第3回定例会で議決いただいた工事請負契約につきまして、変更契約を4月10日に専決処分しましたので、法の定めにより報告するものであります。

次に、報告第10号専決処分の報告についてであります。令和6年第3回定例会で議決いただいた工事請負契約につきまして、変更契約を5月8日に専決処分しましたので、法の定めにより報告するものであります。

次に、承認第2号令和7年度高千穂町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについてであります。歳入歳出予算の総額に2億1,296万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を104億38万3,000円とするものであります。

内容は、町税、各種交付金、地方交付税、国・県支出金などの歳入額の確定による財源調整、及び財政調整基金・ふるさと応援基金への積立金が主なものとなっております。

次に、承認第3号高千穂町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてであります。今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和8年3月31日に公布されたことに伴うものであり、同日付で専決処分し、4月1日以降、随時施行するものであります。

主な改正内容は、個人住民税では、住宅ローン控除の借入限度額の引上げと控除される期間の拡充、対象となる住宅の床面積の要件緩和、適用期限の延長などのほか、100万円未満の肉用牛の売却による事業所得に係る町県民税の課税免除の特例を令和12年度まで延長するもの、公的年金等受給者の扶養親族等の申告に係る規定等が改正されております。

固定資産税につきましては、固定資産税の課税が免除になる免税点を、家屋は20万円から30万円に、償却資産は150万円から180万円に引き上げ、来年度の課税から適用されます。

軽自動車税につきましては、令和7年度末をもって環境性能割が廃止されたことに伴う環境性能割に関する条文の削除、また電気自動車等の燃費性能の優れた軽自動車の税率を軽減するグリーン化特例の適用期間を2年間延長する改正などであります。

次に、承認第4号高千穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、3月31日付で専決処分し、4月1日から施行しているものであります。

主な改正内容は、新たに「子ども・子育て支援納付金」を導入するものと、国民健康保険税の課税限度合計額を4万円増額し、113万円とするもの、及び国民健康保険税の5割、2割軽減の軽減判定基準所得の引上げを行うものであります。

次に、議案第28号高千穂町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。国民健康保険税の税率につきまして、宮崎県国民健康保険運営方針により、県内全ての市町村において、

3方式にする算定により保険税の統一を行うこととしており、令和6年度以降、移行可能な市町村から随時移行しております。

本町は4方式による算定を行っているため、3方式移行に向け、令和6年度より資産割を段階的に引き下げ、令和9年度に3方式導入を予定しております。

主な改正内容は、資産割税率のうち、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、合わせて8.5%引き下げるものであります。

この改正案につきましては、令和8年5月21日の高千穂町国民健康保険運営協議会において、承認の上、答申を頂いております。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第29号から議案第34号までの補正予算議案6件につきまして御説明いたします。

議案第29号令和8年度高千穂町一般会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額に3億8,815万円を追加し、歳入歳出の総額を99億7,815万円とするものであります。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費や、土木費、災害復旧費の増が主なものとなっております。

主な事業は、商工費で観光振興基金積立金、土木費でトンネルIP化改修工事、河川維持工事、災害復旧費で過年発生 of 河川災害復旧工事等となっております。

歳入では、国庫支出金、県支出金、繰入金、地方債等を計上しております。

次に、議案第30号から第34号までの各特別会計及び各公営企業の補正予算につきましては、人事異動に伴う人件費の増減が主なものとなっております。

次に、議案第35号西臼杵広域行政事務組合規約の変更についてであります。西臼杵広域行政事務組合が共同処理する事務において、衛生業務のほか、平成27年4月からは消防業務、令和6年4月からは病院業務が加わり、組合事業規模と組織が拡大し、監査に要する時間及び回数が増加したことから、会計・行政監査におけるチェック体制の強化及び監査制度を担保するために、組合規約第8条について、監査委員の設置を2名から3名に変更するものです。

地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体との協議が必要ですので、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第36号工事請負変更契約の締結についてであります。令和6年第3回定例会で議決を頂いた「令和6年度公共土木施設災害復旧事業五ヶ瀬川水系普通河川山附川、令和4年第1474号河川災害復旧工事」の変更契約締結に伴います議案であり、先ほど報告しました4月10日付の専決処分と合わせて500万円を超える変更金額となりましたので、4月24日に仮変更契約を交わしたものとしまして、法の定めに基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第37号工事請負変更契約の締結についてであります。令和7年9月に契約を交わした「令和6年度（明許繰越）道路維持事業 町道秋元・水の口線道路維持工事」の変更契約締結に伴い、5,000万円を超える契約となり、4月27日に仮変更契約を交わしたものに付きまして、法の定めに基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第38号西臼杵郡公平委員会委員の選任同意についてであります。これまで西臼杵郡公平委員会委員として御尽力を頂いておりました、日之影町の馬崎英俊氏が令和8年8月20日をもちまして任期満了を迎えられます。後任に、同じく日之影町の萩原二三男氏に御就任を頂きたいと存じますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

任期は、令和8年8月21日から令和12年8月20日までの4年間であり、経歴等につきましては、記載のとおりでございます。

以上、提案理由であります。

詳細につきましては、報告9件並びに人事案件を除き、それぞれ担当課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） ここで、11時5分まで休憩します。

午前10時54分休憩

.....

午前11時03分再開

○議長（本願 和茂議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、関係課長の説明を求めます。

初めに、承認第2号、議案第29号、第36号、第37号について、財政課長。

○財政課長（霜見 勉課長） それでは、財政課所管の承認1件、議案3件につきまして御説明いたします。

議案集2、承認の3ページを御覧ください。

承認第2号令和7年度高千穂町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて、御説明いたします。

5ページを御覧ください。

今回の専決処分は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,296万2,000円を追加し、補正後の総額を104億38万3,000円とするものであります。

また、第2条で繰越明許費の補正を、第3条で地方債の補正を行っております。

今回は議会を招集する時間的余裕がなかったため、3月31日付で専決処分しております。

6 ページを御覧ください。

まず歳入ですが、収入額の確定及び見込みによる増減が主なものです。

町税 2,756 万円の増、地方譲与税 779 万 7,000 円の増、利子割交付金 143 万 2,000 円の増、配当割交付金 235 万 9,000 円の増、株式等譲渡所得割交付金 574 万 6,000 円の増、法人事業税交付金 131 万 4,000 円の増、地方消費税交付金 4,431 万 9,000 円の増、環境性能割交付金 207 万円の増、地方特例交付金 7 万 9,000 円の増、地方交付税 7,608 万 2,000 円の増は特別交付税です。

分担金及び負担金 23 万 9,000 円の減、使用料及び手数料 177 万 4,000 円の増、国庫支出金 5,321 万 4,000 円の増は民生費国庫負担金が主なものです。

県支出金 961 万 5,000 円の増は、民生費負担金が主なものです。

財産収入 1,556 万 2,000 円の減は、財産売払収入の減が主なものです。

寄附金 2,419 万 7,000 円の増は一般寄附金、ふるさと応援寄附金です。

繰入金 5,366 万 2,000 円の減は、財政調整基金繰入金の減が主なものです。

諸収入 3,976 万 7,000 円の増は、雑入が主なものです。

町債 1,470 万円の減は、災害復旧事業費等の事業費確定による増減となっています。

次に 8 ページ、歳出ですが、総務費 2 億 1,296 万 2,000 円の増は財政調整基金積立金、ふるさと応援基金積立金です。

11 ページに繰越明許費補正を、13 ページに地方債補正を、5 ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

次に議案集 4、補正予算の 5 ページを御覧ください。

議案第 29 号令和 8 年度高千穂町一般会計補正予算（第 1 号）について、御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 8,815 万円を追加し、歳入歳出の総額を 99 億 7,815 万円とするものであります。

また、第 2 条で地方債の補正を行っております。

まず 6 ページ、歳入からであります。分担金及び負担金 7 万円の増は農業費分担金です。

国庫支出金 2 億 7,616 万 2,000 円の増は、過年発生公共土木施設災害復旧事業費負担金 2 億 7,606 万 7,000 円などです。

県支出金 558 万 1,000 円の増は、農業費補助金 555 万 8,000 円などです。

繰入金 8,053 万 7,000 円の増は、財政調整基金繰入金 7,383 万 1,000 円などです。

町債 2,580 万円の増は、過年発生道路橋梁河川災害復旧事業債 2,370 万円などです。

次に、7 ページからの歳出であります。

総務費 801 万 9,000 円の増は、人件費が主なものです。

民生費 2,838万2,000円の減は、人件費の減が主なものです。

衛生費 75万5,000円の増は、簡易水道への繰出金が主なものです。

農林水産業費 216万1,000円の減は、農地耕作条件改善事業 700万円と人件費の減が主なものです。

商工費 954万8,000円の増は、観光振興基金積立金 1,000万円が主なものです。

土木費 8,505万3,000円の増は、トンネル I P 化改修工事 1,980万円、河川維持工事 6,046万円が主なものです。

消防費 20万円の増は人件費です。

教育費 1,111万4,000円の増は、施設の修繕料が主なものです。

災害復旧費 3億400万4,000円の増は、過年発生道路橋梁河川災害復旧事業 3億250万円が主なものです。

8ページに地方債の補正を、9ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

次に議案集 6、請負契約の 3 ページを御覧ください。

議案第 36 号請負変更契約の締結について、御説明いたします。

令和 6 年第 3 回定例会で議決いただいた工事請負契約につきまして、インフレスライドによる変更契約が必要となり、先ほど報告されました専決処分と合わせて 500 万円を超える変更金額となり、4 月 24 日に仮変更契約を締結しましたので、地方自治法及び町条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

契約内容につきましては、4 ページを御覧ください。

工事名は、令和 6 年度公共土木施設災害復旧事業五ヶ瀬川水系普通河川山附川、令和 4 年債第 1474 号河川災害復旧工事。変更金額は 147 万 3,319 円の増、専決処分と合わせて 535 万 4,841 円の増。契約の相手方は、奈須建設株式会社 代表取締役 奈須宏通氏です。

次に、5 ページを御覧ください。

議案第 37 号工事請負変更契約の締結について、御説明いたします。

令和 7 年 9 月に締結した工事請負契約につきまして、設計変更が必要となり、5,000 万円を超える工事となり、4 月 27 日に仮変更契約を締結しましたので、地方自治法及び町条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

契約内容につきましては、6 ページを御覧ください。

工事名は、令和 6 年度（明許繰越）道路維持事業、町道秋元・水の口線道路維持工事。変更金額は 1,851 万 7,324 円の増。契約の相手方は、興柵建設合資会社 代表社員 藤原宣弘氏です。

以上、財政課所管の承認1件、議案3件の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本願 和茂議員） 続いて、承認第3号について、税務課町。

○税務課長（谷川 保孝課長） それでは、税務課提出の承認第3号につきまして御説明いたします。

承認第3号高千穂町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、議案集の2、承認の45ページから58ページになります。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和8年3月31日に公布されたことに伴うものであり、税条例につきまして地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月31日付で専決処分し、4月1日以降、法律の施行規定に基づき随時施行するものでございます。

このたびの改正の主なものにつきまして御説明いたします。

最初に、個人住民税に関する改正のうち、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除の改正につきまして。この制度は住宅ローンの期末借入残額の0.7%の額が、所得税と町県民税の税額から控除される減税制度であり、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、世帯構成の変化等を踏まえ、幅広い住まいの選択肢を提供するため、省エネ性能の高い既存住宅の借入限度額の引上げ、子育て世帯や若者夫婦世帯への借入限度額の上乗せ措置を講じるとともに、既存住宅の控除期間を10年間から13年間に拡充し、また、床面積要件についても現行の50平米以上を40平米以上に緩和し、その適用期限を5年間延長する改正でございます。

次に、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の改正につきまして。これは、肉用牛生産農家の経営安定を目的とした特例措置で、税抜き100万円未満の肉用牛を売却した場合の事業所得に係る町県民税所得割の課税を免除する特例であり、この適用期間を令和12年度まで延長する改正でございます。

その他、公的年金等受給者や給与所得者の扶養親族等申告書に関する規定、寄附金税額控除に関する規定、医療費控除の特例などを改正するものでございます。

次に、固定資産税につきまして。固定資産税には、土地、家屋、償却資産ごとに課税が免除される免税点があり、それぞれの課税標準額が免税点未満であれば課税が免除されることになっております。

この法律の改正により、家屋が20万円から30万円に、償却資産が150万円から180万円に引き上げられ、来年度の課税から適用されることになりましたので、それに伴う条例の改正や、令和2年7月豪雨と令和6年の能登半島地震に係る固定資産税の特例の改正、改修特別特定建築物に係る課税標準の特例の規定の新設などを改正するものでございます。

次に、軽自動車税につきまして。アメリカの関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減するため、新車取得時に自動車の燃費性能に応じて課税されていた環境性能割が、令和7年度末をもって廃止されました。この環境性能割の廃止に伴い、町の税条例につきましても環境性能割を廃止する規定の廃止、また、環境性能割の廃止に伴い、「種別割」を「軽自動車税」に改めるなどの所要の改正を行うものがございます。

また、税率の軽減措置として、電気自動車等の燃費性能の優れた軽自動車を新車で取得した翌年度分の税率を軽減する、グリーン化特例の適用期間を2年間延長する改正など、地方税法の改正に伴い、同様の改正を行うものがございます。

以上の改正につきまして、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものがございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本願 和茂議員） 続いて、承認第4号、議案第28号、第30号について、福祉保険課長。

○福祉保険課長（飯干 由紀課長） 福祉保険課所管の議案3件につきまして、御説明いたします。

初めに議案集2、承認の59ページを御覧ください。

承認第4号高千穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、御説明いたします。

この専決処分は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき創設されました、令和8年4月1日より施行する子ども・子育て支援金制度及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が、令和8年3月31日に公布されたことにより、3月31日付で専決処分を行い、4月1日から施行するものであります。

国の加速化プランにおける少子化対策であります児童手当の拡充、こども誰でも通園制度、妊婦支援給付金、出産後休業支援給付金、育児時短就業給付金などの財源に充てるため、全ての世代で医療保険の保険料と合わせて負担をいただく子ども・子育て支援金制度が創設をされました。

また、高齢化や医療の高度化など医療給付費が増加する中で、限度額を据え置き、税率の引上げのみで対応いたしますと、高所得層の負担は変わらず、中間所得層を中心に負担が増えてしまいますため、相互の負担のバランスを考慮して、課税限度額の引上げを行うものであります。併せまして、昨今の経済動向等を踏まえ、国民健康保険税の5割軽減、2割軽減の対象となる軽減判定基準所得を見直し、引上げを行うものであります。

62ページを御覧ください。

今回の改正では、条例第2条第1項第4号に子ども・子育て支援納付金課税額を加え、第2項及び条例第22条第1項で医療費医療分基礎課税額を66万円から1万円増額し67万円に、第

2条第5項を加え、子ども・子育て支援金納付金の限度額を3万円とし、課税限度額の合計額は109万円から113万円となります。

さらに第3条の4で、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、第8条の4で均等割、第8条の5で18歳以上均等割、第8条の9で平等割を定めております。

第22条第1項、第1号、第2号、第3号に、それぞれ「キ」「ク」「ケ」を加え、子ども・子育て支援納付金課税額の減額を、また、同第22条1項第2号中、5割軽減の判定基準所得の算定において被保険者数に乗ずる額を30万5,000円から31万円に、第3号で、2割軽減の判定所得の算定において被保険者数に乗ずる額を56万円から57万円に引き上げるものです。

この改正は令和8年4月1日から施行し、令和8年度以降の年度分に適用されるものであります。

次に、議案集3、条例の3ページを御覧ください。

議案第28号高千穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この条例改正は、第3期宮崎県国民健康保険運営方針を受けまして、現行の保険税の算定方式を、所得割、資産割、被保険者均等割、世帯平等割の4方式から、資産割を除く3方式に移行させるために、段階的に資産割の減額を行うものであります。

4ページを御覧ください。

今年度の主な改正内容としましては、資産割税率のうち、医療給付費分を5%、後期高齢者支援金分を1.5%、介護納付金分を2%引き下げるものです。

次に議案集4、補正予算の27ページを御覧ください。

議案第30号令和8年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ515万7,000円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ17億9,056万1,000円とするものであります。

28ページを御覧ください。

歳入です。繰入金の他会計繰入金515万7,000円の減は、一般会計から国保特別会計への繰入金を減額するものであります。

29ページ、歳出になりますが、総務費18万円の減は人事異動による福祉保険課国保係の職員手当などの人件費の減額。

保険事業費497万7,000円の減は保健福祉総合センターの管理運営費で、職員配置の見直しにより、健康づくり係が4名から3名になったことによる、給料、職員手当などの減額です。

31ページ以降、事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

以上、福祉保険課所管の議案3件につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本願 和茂議員） 続いて、議案第31号、第34号について、上下水道課長。

○上下水道課長（飯干 和宣課長） 上下水道課所管の補正議案2件について、御説明いたします。

議案第31号令和8年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。議案集4、補正予算の41ページを御覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ163万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,881万6,000円とするものであります。

42ページの歳入歳出予算補正を御覧ください。

歳入につきまして、繰入金、他会計繰入金の163万4,000円の増額は、令和7年度借入分、固定資産台帳作成業務の長期債、元金、利子の償還額確定によるものです。

43ページの歳出につきまして、公債費の163万4,000円の増額は、歳入と同じく償還額確定によるものです。

詳細につきましては、45ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

続きまして、議案第34号令和8年度高千穂町下水道事業会計補正予算（第1号）であります。同じく補正予算の99ページを御覧ください。

第2条のとおり、収益的収入及び支出の収入につきまして、下水道事業収益の営業外収益を564万8,000円増額し、補正後の収入の総額を2億1,445万7,000円とするものであります。

支出につきまして、下水道事業費用の営業費用を564万8,000円増額し、補正後の支出の総額を1億8,657万4,000円とするものであります。

100ページの予算実施計画補正（第1号）の収益的収入のとおり、下水道事業収益の営業外収益、他会計補助金を564万8,000円増額。収益的支出の下水道事業費用の営業費用、総計費を564万8,000円増額するものであります。職員増によります給与関係の補正であります。

給与、職員給与費は予算第8条で定めております、議会の議決を得なければ流用することのできない経費であり、99ページの第3条のとおり、564万8,000円増額し2,176万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、101ページ以降にキャッシュフロー計算書、給与費明細補正、貸借対照表を添付しておりますので御参照ください。

以上、上下水道課所管の補正議案2件につきまして、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（本願 和茂議員） 続いて、議案第32号、第33号について、保健センター所長。

○保健福祉総合センター所長（工藤加代子所長） 保健福祉総合センター所管の補正予算議案2件について、御説明申し上げます。

初めに、議案第32号令和8年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

議案集の4、補正予算53ページからになります。55ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ112万4,000円を増額し、補正後の予算総額を1,364万9,000円とするものであります。

補正の内容につきまして御説明いたします。56ページをお開きください。

歳入ですが、負担金が112万4,000円の増で、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町の負担金の増額であります。

57ページを御覧ください。

歳出ですが、介護認定審査会費が112万4,000円の増で、人事異動に伴う人件費の増額であります。

58ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第33号令和8年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

議案集の4、補正予算67ページからになります。69ページをお開きください。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ556万9,000円を増額し、補正後の予算総額を15億8,521万円とするものであります。

また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ80万2,000円を減額し、補正後の予算総額を1,606万1,000円とするものであります。

補正の内容につきまして御説明いたします。72ページをお開きください。

歳入ですが、国庫支出金が174万8,000円、支払基金交付金が283万8,000円、県支出金が87万4,000円、繰入金が10万9,000円の増額であります。

次に、73ページを御覧ください。

歳出ですが、総務費が3万7,000円の増で、人事異動に伴う人件費の減、システム改修委託料、西臼杵地域介護認定審査会の負担金の増が主なものです。

次に、地域支援事業費が823万1,000円の増で、地域包括支援センター職員増による人件費の増となります。予備費が189万7,000円の減で、歳入歳出の調整額となります。

次に、諸支出金が80万2,000円の減で、介護サービス事業勘定への繰出金の減となります。

75ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

次に、介護サービス事業勘定です。８５ページからになります。８６ページ、８７ページを開きください。

まず、８６ページの歳入ですが、保険事業勘定からの繰入金が８０万２,０００円の減額となります。

次に、８７ページの歳出ですが、総務費が８０万２,０００円の減額で、人事異動に伴う人件費の減となります。

８９ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上で、保健福祉総合センター所管の補正予算議案２件につきまして説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本願 和茂議員） 続いて、議案第３５号について、総務課長。

○総務課長（林 謙一課長） それでは、総務課所管議案１件につきまして御説明いたします。

５、規約変更の議案集３ページを御覧ください。

議案第３５号西臼杵広域行政事務組合規約の変更についてであります。今回の変更は西臼杵広域行政事務組合が共同処理する事務において、衛生業務のほか、平成２７年４月からは消防業務、令和６年４月からは病院業務が加わり、組合の事業規模と組織が拡大したことにより、監査に要する時間及び回数が増加したことから、会計行政監査におけるチェック体制の強化及び監査制度を担保するために、組合規約第８条について、監査委員を「２名」から「３名」に変更するものです。

地方自治法第２８６条第１項の規定により、関係地方公共団体との協議が必要ですので、同法第２９０条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

４ページを御覧ください。

条文につきましては、本規約第８条第５項中の監査委員を、「２名」を「３名」に改め、令和８年１２月１日から施行するものであります。

以上、総務課所管議案１件につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本願 和茂議員） なお、報告９件及び人事案件、議案第３８号につきましては、町長の説明のとおりでありますので、関係課長の説明は省略します。

以上で、町長提案の日程第５、報告第２号から日程第２７、議案３８号までの合計２３件について説明が終わりました。

ただいま説明が終わりました議案第２８号及び第３８号を除く議案に対する質疑につきましては、議案熟読の休会を経て、次の会議で行うことにします。

ここで議案第２８号及び第３８号の熟読のため、１１時５０分まで休憩します。

午前11時40分休憩

午前11時48分再開

○議長（本願 和茂議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第17、議案第28号の条例改正議案1件を議題として質疑を行います。

質疑をされる方は、議会申合せ事項を遵守していただき、さらに答弁者を指名して質疑願います。また、質疑が議案に対する提言や議題以外の質問にならないようにお気をつけください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本願 和茂議員） 質疑なしと認めます。

これから議案第28号の委員会付託を行います。

お諮りします。議案第28号高千穂町国民健康保険税条例の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託して、審査することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本願 和茂議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号については文教厚生常任委員会に付託して、審査を行うことに決定しました。

次に、日程第27、議案第38号西臼杵郡公平委員会委員の選任同意についてを議題として、質疑を行います。

質疑をされる方は、議会申合せ事項を遵守していただき、さらに答弁者を指名して質疑願います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本願 和茂議員） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して、採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本願 和茂議員） 異議なしと認めます。よって、議案第38号については討論を省略して、採決することに決定しました。

これから議案第38号を採決します。本案の採決は無記名投票で行います。

議場出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（本願 和茂議員） ただいまの議長を除く出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、議席番号1番、

桐木敏隆議員、議席番号２番、佐藤春男議員、議席番号３番、佐藤孝子議員の３名を指名します。

念のため申し上げます。本案について、賛成の方は投票用紙に「賛成」、反対の方は「反対」と記入をお願いします。

なお、投票に賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第８４条の規定により、「否」とみなすことになっていますので、御承知おきください。

それでは、投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（本願 和茂議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本願 和茂議員） 配付漏れなしと認めます。

続いて、投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（本願 和茂議員） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号１番、桐木敏隆議員から、議席番号順に順次投票を行います。

.....

１番 桐木 敏隆議員	２番 佐藤 春男議員
３番 佐藤 孝子議員	５番 市野 辰廣議員
６番 田中 義了議員	７番 佐藤さつき議員
８番 板倉 哲男議員	９番 磯貝 助夫議員
１１番 中島 早苗議員	１２番 馬原 英治議員
１３番 工藤 博志議員	１４番 富高健一郎議員

.....

○議長（本願 和茂議員） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本願 和茂議員） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。桐木敏隆議員、佐藤春男議員、佐藤孝子議員、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（本願 和茂議員） それでは、開票の結果を報告します。

得票総数１２票。これは、先ほどの議長を除く出席議員数に符合しています。

有効投票１２票です。有効投票のうち、賛成１１票、反対１票です。

以上のとおり、賛成多数であります。したがって、議案第38号西臼杵郡公平委員会委員の選任同意については、同意することに決定しました。

議場出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第28. 議員派遣調査報告について

○議長（本願 和茂議員） 次に、日程第28、議員派遣調査報告についてを議題とします。

まず、総務産業常任委員会行政調査について報告を求めます。派遣議員代表桐木敏隆議員、登壇願います。

○総務産業常任副委員長（桐木 敏隆議員） 総務産業常任委員会での行政調査を行いましたので、高千穂町議会会議規則第41条の規定により報告をいたします。

令和8年4月20日から22日の3日間、総務産業委員7名、事務局1名により、初日、農林水産省へ前年に行った要望活動に対する意見交換。2日目、ふるさと納税の納税額の増を目的として、先進的なシステムを構築されているグローキアアップ株式会社を視察いたしました。

4月20日14時45分より、衆議院第2議員会館において、有害鳥獣交付金の引上げ、狩猟免許取得への補助、人材育成、耕作放棄地対応、有機農業の推進に対し、農林振興局、畜産局、経営局より、各種資料を基に回答・説明を受けました。

冒頭、委員長が高千穂町の鳥獣被害の現状について説明を行いました。その後、有害鳥獣対策及び中山間地における農業への振興への対応に対し、農林水産省の取組についての説明を受け、意見交換を行いました。

有害鳥獣対策については、鳥獣対策室長坂田尚史氏より、交付金の引上げ、猟友会との連携、狩猟免許取得への支援、カラス対策、人材育成について、対策室としての現在の取組について詳しく説明を受け、中山間地における農業振興については、耕作放棄地・遊休地対応について経営局経営専門官勝見純氏、有機農業の推進について農業環境対策課課長補佐鈴木彩氏、担い手不足対応について経営政策課課長補佐大曲幸代氏により、国の対応や支援について説明を受けました。

意見交換では、持参した資料を基に高千穂町での有害駆除により被害面積、被害額、捕獲数とも横ばいか減少傾向のように見えるが、小規模被害において申告しないものも多く、被害の実態を反映していないとの意見や、猟友会の会員年齢が高齢化して対応が困難な状況が発生していることなどが挙げられました。

要望活動後、江藤拓衆議院議員政策秘書三野晃氏、松下晋平参議院議員秘書大出浩巳氏との意見交換も行い、両秘書からは、宮崎県選出の国会議員として中山間地の持続的な発展の重要性は十分認識しており、今後も機会あるごとに中山間地に対する支援策を地元の意見を伺いながら国

へ提言していきたいという言葉いただきました。

4月21日はグローキアアップ株式会社を訪問し、ふるさと納税自動販売機の視察を行いました。鍵和田芳光社長より資料を基に、ふるさと納税販売機の説明を受けました。

ふるさと納税の市場規模は拡大しているが、納税方法として利用されるほとんどは大手納税サイトが利用されている現状があること、また、ふるさと納税をしたことがない人は、理由として手続が面倒、仕組みが分からないなどの意見が多数を占めているとの説明を受けました。

このシステムは自動販売機を利用し、飲料水を買う感覚で簡単にふるさと納税が行えます。また、電源とネット環境があればどこでも設置することが可能であり、高千穂峡、高千穂神社などの人流の多い場所に設置するなど、場所を移動しながら利用度合いを検証することができます。

デモ機により実際に取扱手順を実施してみましたが、マイナンバーカードや免許証を利用し、納税に係る操作は比較的簡単に行えました。

導入コストは機械自体が500万円ほどと高額ですが、リースもできます。また、機械自体を物納によるふるさと納税で行っているという実例があるという説明も受けました。

本町での利用例を想像すると、例えば、ホテルに宿泊する際、自社予約サイトとこのシステムを連携することにより、宿泊費をふるさと納税で決済する仕組みを構築することも可能とのこと。

専用サイトとの連携やランニングコスト等は発生しますが、本町のふるさと納税が伸び悩んでいる現状を踏まえ、新しい取組として検討に値するものだと考えます。

最後に、今回の研修に御協力いただいた農林水産省の職員の皆様並びにグローキアアップ株式会社様、心より感謝を申し上げます。

以上、行政調査報告といたします。

総務産業委員会副委員長、桐木敏隆。

○議長（本願 和茂議員） 次に、文教厚生常任委員会行政調査について報告を求めます。派遣議員代表市野辰廣議員、登壇願います。

○文教厚生常任副委員長（市野 辰廣議員） 文教厚生常任委員会で行政調査を行いましたので、高千穂町町議会規則第41条の規定により、報告いたします。

地域猫の視察及び施設一体型小中連携校に対する研修の報告についてです。

令和8年4月13日の第1日目は、台東区役所内において、地域猫に対する現状の説明を受けました。台東区は23区内では最小ながら、人口は20万人の高密度地域で、上野・浅草など観光地を抱え、年間55万人以上の方が訪問する下町文化が根づく野良猫への寛容さが歴史的に存在します。

商店街では、ネズミ対策として猫の放し飼い・餌やりが習慣化し、野良猫が増加しました。猫

の苦情件数や路上の猫の死体数が増加したため、地域猫活動の支援・多頭飼育対策の強化に平成17年度から取り組みました。令和6年度までの不妊去勢手術助成件数は累計4,591頭で、猫に関する苦情件数の大幅な減少、路上の猫死体数の減少等の成果が上がりました。

成果の要因は、ボランティア、町内、商店街の協力があり、行政が後方支援に徹し、地域主体の活動を推進したことが挙げられることです。

現在は、区域外の未手術猫の流入防止のため、隣接地域へ活動を拡大しているとのこと。

地域猫活動が進み野良猫が減少した一方で、今後の課題として、単身高齢者による自家繁殖・飼育放棄等の問題があるとのこと、多頭飼育等の早期発見に取り組んでいます。また、講演会、定期講習の開催は、監視体制の成果を上げています。

今後の地域猫活動推進のために、提案として地域猫活動の制度化（助成制度・ボランティア登録制度）、地域力を生かした協働体制の構築、福祉部門との連携強化、多頭飼育対策の早期発見システム、講演会・研修の定期開催が望まれるとのことでした。

翌日4月14日は、視察先の神奈川県はるひ野小中学校に訪問いたしました。はるひ野小中学校は、2008年に川崎市初の施設一体型小中連携校として開校しています。新興住宅における新規小学校建設を計画中に地域の要望もあり、中学校も同時に建設したそうです。現在も川崎市内には他の同様な学校はないそうです。

視察は校長室において、事前に議会が提出した質問票に沿って、市教育委員会から回答・説明があり、その後、議員より質問、小学校長・中学校長に回答をいただきました。あくまで小学校と中学校は別の学校ですが、小中9年間を、小学1年から4年、小学校5年から中学1年、中学2年から3年に分けた教育活動を実践しています。

生徒たちは各段階の上級生がリーダー役を担い、下級生から頼られる経験が責任感と自立心を育て、また、年上の学年を見て育つ環境が進級や中学生になることへのイメージを生むという相乗効果が見られます。

校舎を共有し、日常的に異学年が交流する環境が育っているため、小学生が中学生の姿を日常的に目にし、憧れを持ちやすい。中学生は見られているという意識から行動が洗練され、相互効果が生まれています。

施設一体型のデメリットもあえて挙げると、小学校と中学校の教師は行事や施設利用においてお互いに調整が必要なため、業務が一手間多くなり、小学校・中学校の職員会議に加え小中高全体的なものもあり、会議も多いということです。

その後、校舎の視察となり、校舎は全体的に広く余裕のあるつくりになっていました。校舎は鉄筋コンクリート製で、小学校は教室と廊下に壁がなく開放式、中学校は教科教室制で教科ごとに教室を移動する方式でした。

普通教室はグラウンドの奥にあり、不登校対応の教室は本校舎内に設置されていました。体育館、グラウンド、図書室、プール等は小中共用です。プールは床が可動式で水位を調整できることでした。

学校敷地内に地域交流センターや児童クラブ等が併設されていました。新興住宅地で共働きも多いことから、児童クラブの利用は多いとのことでした。

現在使用していない部屋も多く見られたため、そのことについて質問が上がりましたが、理由としては、区画整理の新興住宅地であるため戸建てが非常に多く、一時は校舎の不足が生じたが、住民が同世代で固まっているため、その後は児童数減少が著しいとのことでした。

全体として年齢の大きく異なる児童生徒と一緒に学ぶメリットは大きいとのことでした。ただし、学校としては小学校と中学校は違うとのことでした。

期待もあるし、夢はいろいろ広がるが、まずベースとして、小学校、中学校はそれぞれしっかりしてあって、育てたいものは何かをはっきりすることが大事とのことでありました。

随行の事務局と、対応いただいた台東区役所、はるひ野小学校・中学校の皆さんに感謝とお礼を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

文教厚生委員会副委員長、市野辰廣。

○議長（本願 和茂議員） 以上で、議員派遣調査報告を終わります。

○議長（本願 和茂議員） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しましたので、これにて散会します。

○事務局長（興梠 恵志事務局長） 御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午後0時12分散会
